



新舞子ボートパーク条例を公布する。

平成十八年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

## 名古屋港管理組合条例第八号

### 新舞子ボートパーク条例

**第一条** プレジャーボートの適正な係留を促進することともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資するため、次のようにボートパークを設置する。

名称 新舞子ボートパーク  
位置 知多市緑浜町二番五

### (ボートパークの施設)

**第二条** 新舞子ボートパーク（以下「ボートパーク」という。）の施設は、別表第一に掲げるところとする。

### (事業)

**第三条** ボートパークにおいては、次に掲げる事業を行う。

#### 一 ボートパークの施設の供用

二 その他第一条の目的を達成するため、管理者が必要と認める事業

#### (指定管理者による管理)

**第四条** 次に掲げるボートパークの管理に関する業務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

#### 一 ボートパークの施設の利用の許可等に関すること。

#### 二 前条に規定する事業の実施に関すること。

#### 三 ボートパークの維持管理に関すること。

#### 四 その他管理者が定める業務

#### (ボートパークの施設の利用許可等)

**第五条** ボートパークの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしてはならない。

一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 ボートパークの施設を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

三 その他ボートパークの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、ボートパークの施設の管理上必要があるときは、利用の許可に条件を付けることができる。

#### (入場の制限等)

**第六条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ボートパークへの入場を禁じ、又はボートパークからの退場を命ずることができる。

一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

二 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

三 ボートパークの施設を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者

#### 四 次条の規定に違反した者

五 前各号に掲げる者のほか、ボートパークの管理上支障があると認められる者

#### (行為の規制)

**第七条** 何人も、ボートパークにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 遊泳をし、又は漁ろうをすること。

二 所定の場所以外で火気を使用すること。

三 所定の場所以外にごみ、空缶その他汚物を投棄し、又は放置すること。

四 急速力をもつて航行をし、又は無謀な操船をすること。

五 前各号に掲げるもののほか、管理者が管理上特に支障があると認める行為があると認める行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 ボートパークにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 業として写真又は映画等を撮影すること。

二 営利の目的をもつて施設を利用し、又は営利行為を行すこと。

三 集会その他これに類する催しを行うこと。

四 ガソリン、プロパンガス等の危険物を搬入し、又は設置すること。

五 前各号に掲げるもののほか、管理者が管理上特に支障があると認める行為

#### (指定管理者の立入り等)

**第八条** 指定管理者は、この条例の施行に必要な限度において、第五条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）若しくは前条第一項の許可を受けた者（以下「行為者」という。）から必要な報告を求め、当該許可をした場所若しくは船舶に立ち入り、又は利用者若しくは行為者に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の規定により立入りを行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (利用料金等)

**第九条** 利用者は、ボートパークの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び係留施設の利用に係る保証金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金及び保証金の額は、別表第一に定めるそれぞれの額の範囲内において、管理者の承認を得て、指定管理者が定める。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、その旨並びに当該

4 利用料金及び保証金の額を告示しなければならない。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 保証金は、利用者がボートパークの係留施設の利用を終了したとき、又は第十二条の規定により指定管理者が利用の許可を取り消したときに、利用者に還付するものとする。

7 ただし、未納の利用料金又は賠償金があるときは、保証金から控除するものとする。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が

7 必要と認めた場合には、その全部又は一部を還付することができる。

#### (権利の譲渡等の禁止)

**第十条** 利用者は、利用権を譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならない。

#### (利用許可の取消し等)

**第十一条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

1 利用の目的に違反したとき。

2 この条例又は指定管理者の指示に違反したとき。

3 災害その他の事故によりボートパークの施設が利用できなくなつたとき。

4 その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第七条第一項又は次条ただし書の規定による許可について準用する。

#### (特別の設備等)

**第十二条** 利用者は、ボートパークの施設に変更を加え、又は特別の設備を設置してはならない。ただし、あらかじめ

指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務等)

**第十三条** 利用者は、ボートパークの施設の利用を終了したときは、当該施設を原状に回復しなければならない。第十一條の規定により利用の許可が取り消されたときも、同様とする。  
2 指定管理者は、ボートパークの施設の利用が終了し、又は利用の許可が取り消された場合において、利用者が前項の規定により原状に回復しないときは、利用者に対し、原状に回復すべきことを命ずることができる。

(損害賠償)

**第十四条** ボートパークの施設を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。  
2 ボートパークにおける溢難又は破損によって生じた損害、他の船舶との衝突、接触等によって生じた損害、天災地変等によって生じた損害その他管理者及び指定管理者の責に由らない損害については、管理者及び指定管理者はその賠償の責を負わない。

(委任)

**第十五条** この条例に定めるものほか、ボートパークに関する必要な事項は、規則で定める。

(過料)

**第十六条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科する。  
一 第五条第一項の利用の許可を受けずに、又は偽りその他不正の方法により同項の許可を受けてボートパークの施設を利用した者  
二 第五条第三項の規定により利用の許可に付けられた条件に違反してボートパークの施設を利用した者  
三 第十一条の規定による利用の許可の取消し、又は利用の制限若しくは利用の停止の命令に違反してボートパークの施設を利用した者

## 附 則

1 (施行期日)  
この条例は、平成十九年四月一日から施行する。  
2 (指定管理者不在の場合の管理)  
管理者が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者による管理ができなくなつた場合又は管理者が指定管理者の業務の停止を命じた場合で、その指定管理者による管理ができない期間において必要と認めるときは、管理者がこの条例に規定する指定管理者の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。  
3 (指定管理者不在の場合の使用料の徴収等)  
管理者は、前項の規定によりボートパークの管理の全部又は一部を自ら行う場合においては、当該管理者が自ら管理する施設に係る利用料金に相当する額を使用料として、  
4 利用者から徴収することができる。  
管理者は、前項の使用料について、必要があると認めるときは、これを減免し、既納の使用料を還付し、又はその徴収を延期することができる。

別表第一(第二条関係)

	ボートパークの施設
一	係留施設（船舶の長さが七・五メートルを超える区画（以下「甲区画」という。）及び船舶の長さが七・五メートル以下の区画（以下「乙区画」という。））
二	駐車場

別表第二(第九条関係)

施設	施設区分	施設の区分		利用単位	利用料金	保証金
		甲区画	乙区画			
駐車場	一月一区画	一月一区画	一日一台一回	一日	一万円	十二万円（一区画当たり）
	七千五百円	五百円			九万円（一区画当たり）	

名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十八年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第九号

名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和五十八年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表ゴルフ場の項を次のように改める。

場	ゴルフ	ゴルフ	ゴルフ	ゴルフ	ゴルフ	ゴルフ
カート	コトス	コトス	コトス	コトス	コトス	コトス
までホル						
までホル						

この条例は、平成十九年一月九日から施行する。

## 附 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第十五号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第二号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

## 名古屋港管理組合規則第十六号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の二第一項ただし書」を「第二条の二」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の二の次に次の二条を加える。

（就業の場所から勤務場所への移動等）

**第二条の四** 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

イ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

ロ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第六百九十一号）第二条第一項に規定する職員の勤務場所

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所

に類するもの

2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第

二三八条第一項

3 二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）以下「法」という。第二条第一項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることをする。

第三条中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条第三項中「または」を「又は」に、「行なう」を「行なう」に改め、同条第五項及び第八項中「および」を「及び」に改める。

第六条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第七条中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）以下「法」という。」を「法」に、「および」を「及び」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八条の二中「四千百六十円」を「四千七十円」に改める。

第十条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十二条第一項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第二項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第十二条の二第一項中「第十条の二第二号」を「第十条の二第三号」に改め、同項第三号を削る。

第十三条第一項中「および」を「及び」に改め、同条第二项中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十五条第二項中「または」を「又は」に、「行なつた」を「行つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十六条第二項中「すでに」を「既に」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改める。

第十七条第一項中「または」を「又は」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十八条中「または」を「又は」に改める。

第二十条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「または」を「又は」に改め、同項第二号中「または」を「又は」に、「なおつた」を「治つた」に改め、同項第四号ハ中「または」を「若しくは」に、「除く。」を「除く。」に改める。

第二十二条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削る。

第二十五条第三項中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項及び第八項中「および」を「及び」に改める。

第二十六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第二号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「または」を「又は」に改め、同項第五号中「および」を「及び」に改め、同条第三項中「つど」を「都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十七条中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第二十八条の二第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第二十九条第一項中「みすから」を「自ら」に、「手続きを行なう」を「手続を行う」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。

附則第六項第一号中「以上の等級」を「以上の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第二号中「以下の等級」を「以下の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第二中「別表第一に定める第一級」の下に「の傷病等級に該当する障害又は条例別表第二に定める第一級の障害等級」を加え、「又は条例別表第二に定める第一級に該当する障害であつて前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの」を削る。

別表第三中「十万四千九百七十円」を「十万四千五百九十円」に、「五万六千九百五十円」を「五万六千七百十円」に、「五万一千四百九十円」を「五万一千三百円」に、「一万八千四百八十円」を「二万八千三百六十円」に改める。

## 附 則（施行期日等）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（第一条、第二条の四、第二条の五、第七条、第十二条の二、第二十二条、附則第五項、附則第六項及び別表第二の規定に限る。）は、平成十八年四月一日から適用する。（経過措置）

2 改正後の規則第八条の二の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償（休業補償にあつては、当該療養の開始後一年六月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお從前の例による。

改正後の規則別表第三の規定は、平成十八年十一月一日

以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

る。公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則を公布す

平成十八年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第十七号

#### 公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則

公務災害等見舞金支給規則(平成十五年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「支給する公務」の下に「(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年名古屋港管理組合条例第一号)第二条第一項の規定により派遣された職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十一年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「派遣職員等」という。)の派遣先の機関等の業務を含む。以下同じ。」を加え、「同条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。」を「法第二条第一項に規定する通勤(派遣職員等の派遣先の機関等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。)をいう。以下次項を除き同じ。」に改め、「以下「見舞金」という。」を削り、同条に次の二項を加える。

職員の退職手当に関する条例（昭和二十年名古屋港管理組合条例第二号）第八条第一項に規定する特別法人職員から引き続いて職員となつた者の、同項に規定する特別法人における業務上の災害及び運動（労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する運動をいう。）による災害については、この規則の規定の例により見舞金を支給することができる。

第二条第三項中「遺族が」を「同順位の遺族（次条第二項に規定する順位が同じ者をいう。）が」に、「見舞金」を「死亡見舞金」に改める。

第九条第一項中「受けるべき職員又は遺族が、見舞金を申請しようとするとき」を「受けようとする者」に改め、同条を同じくする。

第八条中「公務上若しくは通勤による死亡、負傷若しくは疾病若しくは」を「公務上の死亡若しくは通勤による死亡又は」に、「生じさせ、又は公務上若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき」を「生じさせたとき」に改め、「その者又は」を削り、「係る見舞金」を「支給する死亡見舞金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれららの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の身体障害若しくは通勤による身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に支給する障害見舞金の額の全部又は一部を支給しないことができる。

第七条第一項中「上位の等級」を「上位の障害等級」に、「当該等級に該当することとした場合の」を「新たに該当するに至った障害等級に応する」に、「前条第一項」を「第七条第二項又は前条」に、「以下この項において「仮支給額」という。」が先に支給した障害見舞金の額を超える場合にあつては、該整見舞金として、当該超える額に相当する額を支給し、仮支給額が先に支給した障害見舞金の額以下のときには、見舞金は支給しない」を「から既に支給した障害見舞金の額を差し引いた額を支給する」に改め、同条第二項中「死亡

見舞金として支給することとした場合」を「新たに支給する死亡見舞金」に、「前条第二項」を「第七条第二項」に改め、「同項」の下に「又は前条」を加え、「以下この項において「仮支給額」という。」が先に支給した障害見舞金の額を超える場合にあつては、調整見舞金として、当該超える額に相当する額を支給し、仮支給額が先に支給した障害見舞金の額以下のときには、「見舞金は支給しない」を「から既に支給した障害見舞金の額を差し引いた額を支給する」に改め、同条第三項中「その障害見舞金」を「加重後の障害等級に応する障害見舞金」に、「前条第一項の規定」を「第七条第一項又は前条の規定」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「前条第一項の適用」を「同項又は同条の規定の適用」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「規則」を「省令」に、「第三十八条第一項第十三号」を「第三十八条第一項第十一号」に、「同項第十五号」を「同項第十三号」に改め、「以下「規程」という。」を削り、同条第二項中「規則第三十八条第一項第十四号」を「省令第三十八条第一項第十二号」に、「同項第十六号」を「同項第十四号」に改め、「規程第二十九条の六第二項の規定を適用しないものとした場合の額をいう。」を削り、同条を第七条として、同条の次に次の二条を加える。

(派遣先機関等から支給される見舞金相当額との調整)  
**第八条** 派遣職員等又はその遣族が、派遣先の機関等からこの規則の規定により支給される見舞金と同一の事由により、当該見舞金に相当する給付（以下「派遣先機関等から支給される見舞金相当額」という。）を受ける場合には、当該見舞金の額から派遣先機関等から支給される見舞金相当額を控除して額を支給する。

第五条第一項中「公務上」の下に「負傷し、若しくは疾病にかかり、」を加え、「法別表に規定する身体障害に該当する」と管理者が認めたを、「法第二十九条第一項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「障害等級の欄に掲げる等級（法別表に定める等級と同様とする。）」を「に掲げる障害等級（法第二十九条第一項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）」の区分に改め、「（自賠法が適用される事案については第二欄）」を削り、同項に次のただし書きを加え、同項を同条第二項とする。

ただし、自賠法が適用される場合にあつては、同表に掲げる障害等級の区分に応じて同表第二欄に掲げる額とする。  
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。  
（遺族からの排除）

**第五条** 前条第一項に該当する者のうち、職員を故意に死亡させた者又は職員の死亡前に当該職員の死亡によつて死亡見舞金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、死亡見舞金を受け取ることができる遺族としない。

別記様式中  
〔(特別援護金)  
障害・遺族  
円〕

(特別援護金) 障害・遺族 円		
(その他見舞金の 調整となる給付) 円		

これを教わる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後

の公務災害等見舞金支給規則の規定（第六条、第七条及び第九条の規定に限る。）は、平成十八年四月一日から適用する。

新舞子ボートパーク条例施行規則を公布する。

平成十八年十一月十五日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

### 名古屋港管理組合規則第十八号

#### 新舞子ボートパーク条例施行規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、新舞子ボートパーク条例（平成十八年名古屋港管理組合条例第八号。以下「条例」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。  
（休業日等）

**第二条** 新舞子ボートパーク（以下「ボートパーク」という。）は、無休とする。

2 ボートパークの利用時間及び開場時間（駐車場の入出庫の取扱時間）を以下同じ。）は、次のとおりとする。

3 一 利用時間 午前零時から午後二時まで

3 二 開場時間 午前九時から午後五時まで  
条例第四条の規定によりボートパークの施設の管理に関する業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、特に必要と認めるときは、管理者の承認を得て、前項の利用時間及び開場時間を変更し、又は休業日を設けることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、次条から第八条までに規定する事務は、次に掲げる日及び開場時間以外の時間においては行わない。ただし、指定管理者が認めた場合は、この限りでない。

一 毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

二 十二月二十九日から翌年の一月三日まで

（利用の許可）

**第三条** ボートパークの係留施設（条例別表第一第一号に定める施設をいう。以下同じ。）の利用の許可を受けようとする者は、新舞子ボートパーク係留施設利用許可申請書（様式第一号）に、次に掲げる書類を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

1 小型船舶の登録事項証明書

2 船舶検査証書の写し

3 船舶の所有者以外の者が申請する場合は、所有者の承諾書

4 船舶が共同所有の場合は、共有者全員の承諾書

5 前項の許可に係る利用期間は、一年以内とする。

6 第一項の係留施設利用許可申請書の提出は、係留施設を利用しようとする日の属する月の一箇月前から行うことができる。

7 指定管理者は、係留施設の利用を許可したときは、速やかに新舞子ボートパーク係留施設利用許可書（様式第二号。以下「係留施設利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

8 駐車場を利用しようとする者は、利用料金の納付をもつて許可を受けたものとみなす。

9 指定管理者は、係留施設の継続利用の許可手続について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

（係留施設利用変更の許可）

**第四条** 係留施設の利用者は、係留施設利用許可書の記載事項の変更を希望するときは、新舞子ボートパーク係留施設利用変更許可申請書（様式第三号）に交付済みの係留施設利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

（係留施設利用中止の承認）

**第五条** 係留施設の利用者は、利用許可期間中に利用を終しようとするときは、新舞子ボートパーク係留施設利用中止承認申請書（様式第四号）に交付済みの係留施設利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用料金等の納付等）

**第六条** 利用者は、利用許可と同時に利用料金及び保証金を納付しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により保証金を指定管理者に納付したときは、保証金の納付と引換えに保証金保管書を指定管理者より受領し、第七条の規定により保証金の還付を受けようとするときは、当該保証金保管書を指定管理者に提出しなければならない。

3 保証金は、利用者が係留施設の利用を終了したとき、又は条例第十一条の規定により指定管理者が利用の許可を取り消したときに、利息を付さないで元金のみを還付するものとする。

（利用料金等の還付手続）

**第七条** 条例第九条第五項の規定により保証金の還付を受けようとする者及び条例第九条第六項ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部の還付を受けようとする者は、新舞子ボートパーク利用料金等還付承認申請書（様式第五号）を指定管理者に提出しなければならない。

（終了の届出）

**第八条** 利用者は、係留施設の利用を終了し、原状回復をしたときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（雑則）

**第九条** この規則に定めるものほか、必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

# 新舞子ポートパーク係留施設利用許可申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

(印)

電話番号

緊急連絡先

利用する係留施設 (いずれかに○)	甲区画（船舶の長さが7.5m超）／ 乙区画（船舶の長さが7.5m以下）		
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
船 舶 の 概 要	船 名 船舶の長さ 船舶検査済票番号 通信手段		
現 在 の 係 留 場 所			
所 有 者 (申請者と同一の場合は省略可能)	住 所	電話番号	緊急連絡先
利 用 責 任 者 (申請者と同一の場合は省略可能)	住 所	電話番号	緊急連絡先
そ の 他 参 考 事 項			
(添付書類)	1 小型船舶の登録事項証明書 2 船舶検査証書の写し 3 所有者以外の方が申請する場合は、所有者の承諾書 4 共同所有の場合は、共有者全員の承諾書		

様式第2号（第3条関係）

第 号

## 新舞子ポートパーク係留施設利用許可書

年 月 日

様

印

利用する係留施設 (いずれかに○)	甲区画(船舶の長さが7.5m超) / 乙区画(船舶の長さが7.5m以下)		
利 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
船 舶 の 概 要	船 名  船舶の長さ  船舶検査済票番号  通信手段		
所 有 者 (申請者と同一の場合は省略可能)	住 所  氏 名  電話番号	緊急連絡先	
利 用 責 任 者 (申請者と同一の場合は省略可能)	住 所  氏 名  電話番号	緊急連絡先	
許 可 係 留 場 所			
そ の 他 許 可 条 件			

様式第3号（第4条関係）

## 新舞子ポートパーク係留施設利用変更許可申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け第 号で許可のあった係留施設の利用を次のとおり変更してください。

区 分	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項		
変 更 の 理 由		
その他の参考事項		

(添付書類) 新舞子ポートパーク係留施設利用許可書

様式第4号（第5条関係）

## 新舞子ポートパーク係留施設利用中止承認申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け第 号で許可のあった係留施設の利用を次の理由により中止させてください。

中 止 の 理 由

そ の 他 参 考 事 項

(添付書類) 新舞子ポートパーク係留施設利用許可書

様式第5号（第7条関係）

## 新舞子ポートパーク利用料金等還付承認申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

(印)

新舞子ポートパーク条例第9条第5項又は同条第6項ただし書の規定により既納の利用料金又は保証金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 許 可	年 月 日 許 可 番 号	年 月 日 第
還 付 の 理 由		

(添付書類) 保証金保管書

(以下指定管理者記載欄)

年 月 日

## 還 付 書

様

下記合計還付金額を還付します。

指定管理者

(印)

(説 明)

(金 額)

保 証 金(A)		円
充 当 金 額(B)		円
小 計(C)	(A) - (B)	円
既 納 利 用 料 金(D)		円
利 用 月 数 × 利 用 料 金(E)		円
小 計(F)	(D) - (E)	円
合 計 還 付 金 額	(C) + (F)	円

<p>名古屋港管理組合臨港緑地条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>平成十八年十一月十五日</p> <p>名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 松原 武久</p> <p><b>名古屋港管理組合規則第十九号</b></p> <p>名古屋港管理組合臨港緑地条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>名古屋港管理組合臨港緑地条例施行規則（昭和五十八年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第一項の表ゴルフ場（カートを含む。）の項を次のように改める。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ゴルフ場 (カートを含む。)</th> <th>日</th> <th>午前八時から 刻まで</th> <th>毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日（以下「休日」といきは、その直後並びに一月一日及び十二月三十日まで）に当たるときは、その直前の休日でない日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>び日曜日、 休日及 び午前七時から 刻まで（二月及び十二 月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）</td> <td>午前七時から 刻まで（二月及び十二 月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）</td> <td>日の入相当時 刻まで（二月、 十二月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）</td> <td>下「休日」とい う。）に当たると きは、その直後並 びに一月一日及び 十二月三十日まで</td> </tr> </tbody> </table>		ゴルフ場 (カートを含む。)	日	午前八時から 刻まで	毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日（以下「休日」といきは、その直後並びに一月一日及び十二月三十日まで）に当たるときは、その直前の休日でない日）	び日曜日、 休日及 び午前七時から 刻まで（二月及び十二 月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）	午前七時から 刻まで（二月及び十二 月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）	日の入相当時 刻まで（二月、 十二月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）	下「休日」とい う。）に当たると きは、その直後並 びに一月一日及び 十二月三十日まで
ゴルフ場 (カートを含む。)	日	午前八時から 刻まで	毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日（以下「休日」といきは、その直後並びに一月一日及び十二月三十日まで）に当たるときは、その直前の休日でない日）						
び日曜日、 休日及 び午前七時から 刻まで（二月及び十二 月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）	午前七時から 刻まで（二月及び十二 月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）	日の入相当時 刻まで（二月、 十二月にあつては、 午前七時三十分 から日の入 相当時刻まで）	下「休日」とい う。）に当たると きは、その直後並 びに一月一日及び 十二月三十日まで						
<p>3 第四条第三項及び第四項を次のように改める。</p> <p>ゴルフ場及びカートの利用について条例第七条第一項の許可を受けようとする者は、指定管理者が定めるプレー券を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>指定管理者は、ゴルフ場及びカートについて利用を許可したときは、指定管理者が定める領収書を交付するものとする。</p>									
<p><b>附 則</b></p> <p>この規則は、平成十九年一月九日から施行する。</p>									
<p><b>附 示</b></p>									
<p><b>名古屋港管理組合告示第51号</b></p> <p>平成18年11月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成18年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。</p> <p>平成18年11月15日</p> <p>名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 松原 武久</p>									
<p><b>平成18年度名古屋港管理組合一般会計補正予算</b></p> <p>平成18年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。</p> <p>（歳入歳出予算の補正）</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,501,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,971,000千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>（繰越明許費の補正）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。</p> <p>（債務負担行為の補正）</p> <p>第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。</p>									

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 7,205,242	千円 25,892	千円 7,231,134
	1 使用料	7,205,232	25,892	7,231,124
4 財産収入		4,677,477	5,776,801	10,454,278
	1 財産運用収入	4,677,447	30,528	4,707,975
	2 財産売払収入	30	5,746,273	5,746,303
6 繰入金		622,000	△ 300,000	322,000
	2 他会計借入金	300,000	△ 300,000	0
7 繰越金		400,000	980,861	1,380,861
	1 繰越金	400,000	980,861	1,380,861
8 諸収入		1,566,792	17,446	1,584,238
	4 貸付金元利収入	1,149,158	17,446	1,166,604
歳入合計		34,470,000	6,501,000	40,971,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 5,379,725	千円 1,473,000	千円 6,852,725
	1 総務管理費	5,305,870	1,473,000	6,778,870
3 企画調整費		979,292	22,000	1,001,292
	1 企画調整管理費	848,261	22,000	870,261
4 港営費		3,497,017	4,459,465	7,956,482
	1 港営管理費	1,331,859	12,000	1,343,859
	2 運営費	2,165,158	4,447,465	6,612,623
5 建設費		11,795,588	102,000	11,897,588
	2 整備費	10,287,940	102,000	10,389,940
6 公債費		12,622,000	444,535	13,066,535
	1 公債費	12,622,000	444,535	13,066,535
歳出合計		34,470,000	6,501,000	40,971,000

第2表 縢越明許費補正

款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	千円 21,000
計			21,000

第3表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
鍋田ふ頭道路整備費	平成19年度	千円 210,000	平成19年度～平成20年度	千円 799,300
鍋田ふ頭用地造成費	一	一	平成19年度	105,000
計		2,534,400		3,228,700

**平成18年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算**

平成18年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ748,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

**歳入**

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		千円 292,300	千円 280,500	千円 572,800
	2 寄附金	10	2,500	2,510
	5 繰入金	一	278,000	278,000
2 海事文化振興基金収入		9,100	60,000	69,100
	3 繰越金	10	30,000	30,010
	5 繰入金	一	30,000	30,000
3 環境振興基金収入		21,600	84,900	106,500
	2 寄附金	480	62,900	63,380
	5 繰入金	一	22,000	22,000
歳入合計		323,000	425,400	748,400

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 水族館振興基金		千円 292,300	千円 280,500	千円 572,800
	1 積立金	300	280,500	280,800
2 海事文化振興基金		9,100	60,000	69,100
	1 積立金	100	60,000	60,100
3 環境振興基金		21,600	84,900	106,500
	1 積立金	600	84,900	85,500
歳出合計		323,000	425,400	748,400

## 平成18年度名古屋港管理組合埋立事業会計補正予算

## (総則)

第1条 平成18年度名古屋港管理組合埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) 支	(補正予定額) 出	(計)
第1款 埋立事業費用	421,000千円	1,000千円	422,000千円
第2項 営業外費用	22,811千円	1,000千円	23,811千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) 取	(補正予定額) 入	(△印は、減額を示す。) (計)
第1款 資本的収入	4,268,000千円	6,143,000千円	10,411,000千円
第1項 埋立事業収入	3,744,424千円	6,143,000千円	9,887,424千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,441,000千円	3,414,924千円	5,855,924千円
第5項 企業債費	1,277,875千円	3,714,924千円	4,992,799千円
第6項 他会計貸付金	300,000千円	△ 300,000千円	0千円

## (債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	平成19年度	196,000千円

## (重要な資産の取得及び処分)

第5条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名称	数量	処分の態様
	土地	西部地区内	54,000平方メートル	譲渡
	土地	西部地区内	42,400平方メートル	譲渡

## 公 告

## 名古屋港管理組合公告

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を募集します。

平成18年11月15日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等

指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地	指定管理者に行われる公の施設の管理に関する業務の範囲	指定管理者の指定の期間	指定の申請書類の提出期間	募集要項の配布場所、募集要項を掲載するホームページ及び問い合わせ先
新舞子ポートパーク 知多市緑浜町2番5	新舞子ポートパーク 条例(平成18年名古屋港管理組合条例第8号)及び同施行規則に定める業務	平成19年4月1日から平成23年3月31日まで	平成18年12月5日(火)から12月11日(月)まで (土、日を除く。)	名古屋港管理組合港営部港営課 (プレジャーボート対策担当) 名古屋市港区入船一丁目8番21号 (郵便番号455-8686) ホームページアドレス <a href="http://www.port-of-nagoya.jp/">http://www.port-of-nagoya.jp/</a> 電話 (052) 654-7952

2 指定管理者の指定の申請の方法

(1) 申請書類

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則(平成17年名古屋港管理組合規則第16号)第3条に定める申請書及び添付書類

(2) 提出期間

1のとおり

(3) 提出場所

1の募集要項の配布場所と同じ。

3 指定管理者の選定に係る審査の基準

指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成17年名古屋港管理組合条例第5号)第3条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理者の業務を行うことができると認めるものを選定します。ただし、指定管理者として指定することが適當と認められるものがなかったときは、申請者の中から指定管理者を選定しないことがあります。

4 その他

詳細及び説明会の開催については、募集要項によります。